

(素案)

資料①

鶴岡市再犯防止推進計画

鶴岡市

目次

- 第1章 計画の基本的な考え方
 - 1 計画策定の目的
 - 2 計画の位置づけ
 - 3 計画の期間
 - 4 計画に基づく再犯防止施策の対象者
- 第2章 鶴岡市における計画策定の背景
 - 1 犯罪に関する状況
 - 2 刑事施設等の入所者に関する状況
 - 3 薬物事犯の状況
 - 4 再犯防止に係る状況
 - 5 子どもに関する状況
 - 6 現状を踏まえた課題について
- 第3章 計画の基本目標など
 - 1 基本目標
 - 2 成果指標
 - 3 施策の体系
- 第4章 再犯防止に向けた具体的取組み
 - 1 生活基盤の確保
 - 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
 - 3 入口支援・出口支援の連携の強化
 - 4 民間協力者の活動の促進
 - 5 再犯防止に向けた基盤の整備
 - 6 子どもの健やかな成長のための支援
 - 7 地域による包摂の推進
- 第5章 計画の推進体制
 - 1 計画の推進体制について
 - 2 計画の進捗管理について
- 資料編
 - 1 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）
 - 2 鶴岡市再犯防止推進協議会設置要綱
 - 3 計画の策定経過
 - 4 用語集
 - 5 主な相談窓口一覧

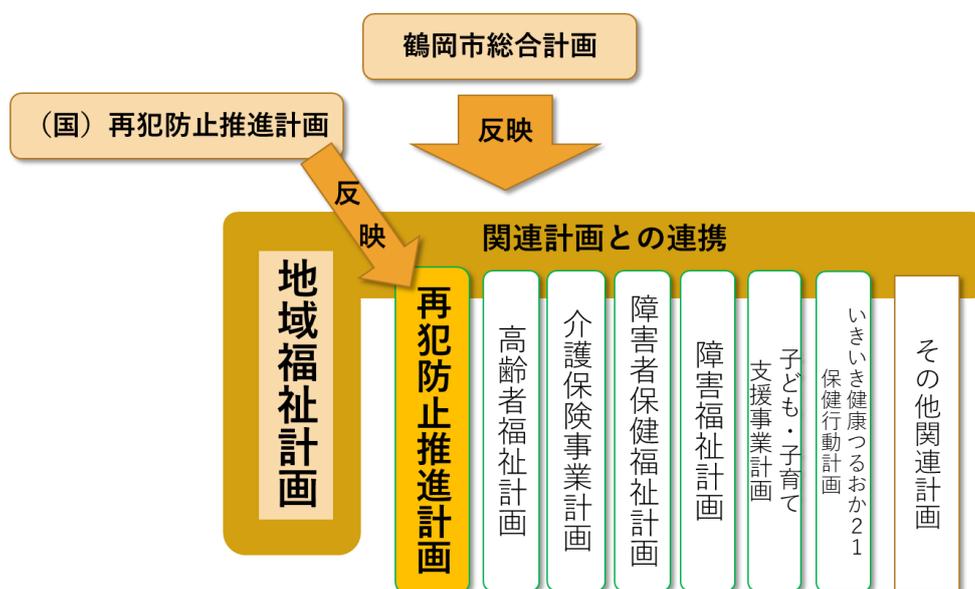
第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

罪を犯した人が孤立することなく、社会の一員として円滑に復帰することができるよう支援することで、住民が犯罪の被害を受けることを防止するとともに、罪を犯さない・犯させない、安心して暮らし続けられる社会の実現を目指して、鶴岡市再犯防止推進計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」です。また、国の再犯防止推進計画や山形県再犯防止推進計画の基本方針や取組内容などを勘案するとともに、鶴岡市の最上位計画である「鶴岡市総合計画」及び福祉分野の上位計画である「鶴岡市地域福祉計画」を踏まえながら、鶴岡市における再犯防止に関する各種施策・取組みをとりまとめた個別計画として位置づけます。



3 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

4 計画に基づく再犯防止施策の対象者

- ・ 不起訴処分になった人
- ・ 罰金・科料を受けた人
- ・ 執行猶予者
- ・ 矯正施設（刑務所、少年院等）出所者
- ・ 非行少年または非行少年だった人
- ・ 上記の家族

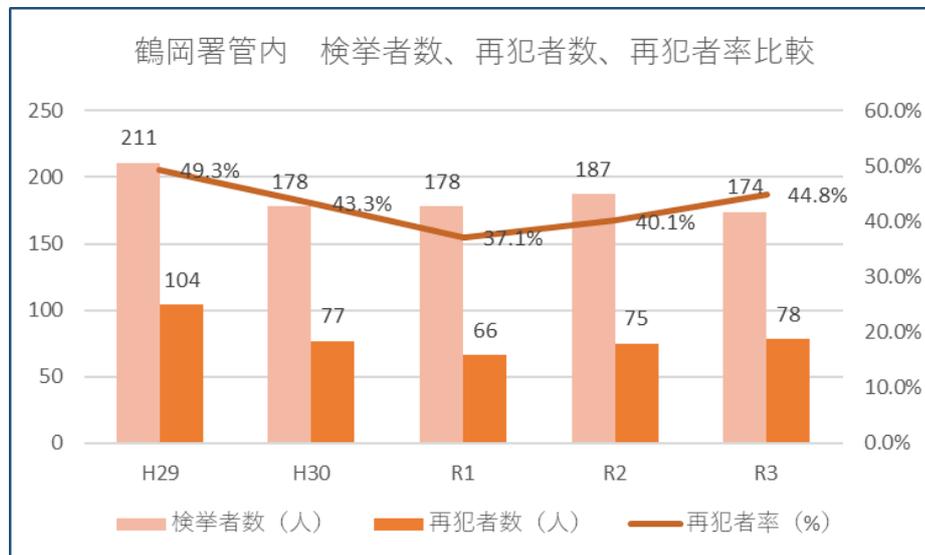
これらのうち支援が必要な人

第2章 鶴岡市における計画策定の背景

1 犯罪に関する状況

(1) 再犯者数と再犯者率の推移（鶴岡署管内）

- ・ 検挙者数・再犯者数共に減少しているものの、再犯者率は高いまま



(出典：法務省矯正局提供データを基に鶴岡市作成)

(2) 検挙者（少年を除く）の犯罪種別（鶴岡署管内）

【用語解説】

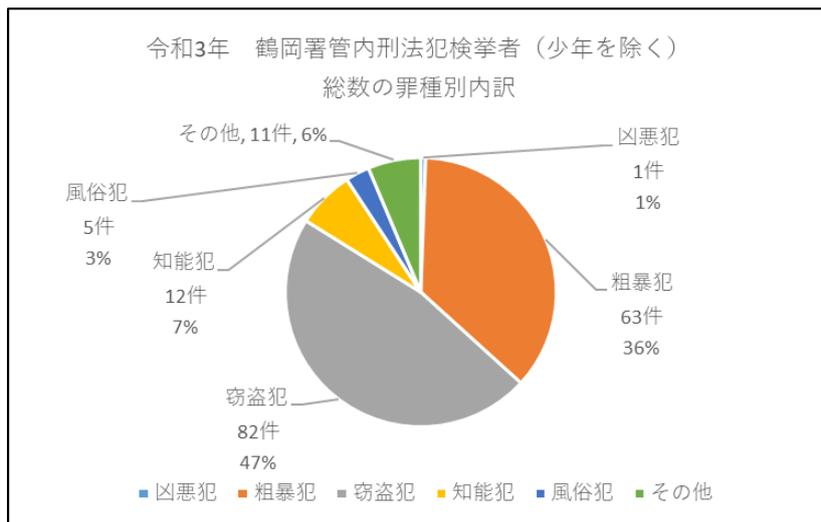
『刑法犯』

刑法（危険運転致死傷、過失運転致死傷等を除く）及び爆発物取締罰則や暴力行為等処罰法などの特別法に規定される犯罪。

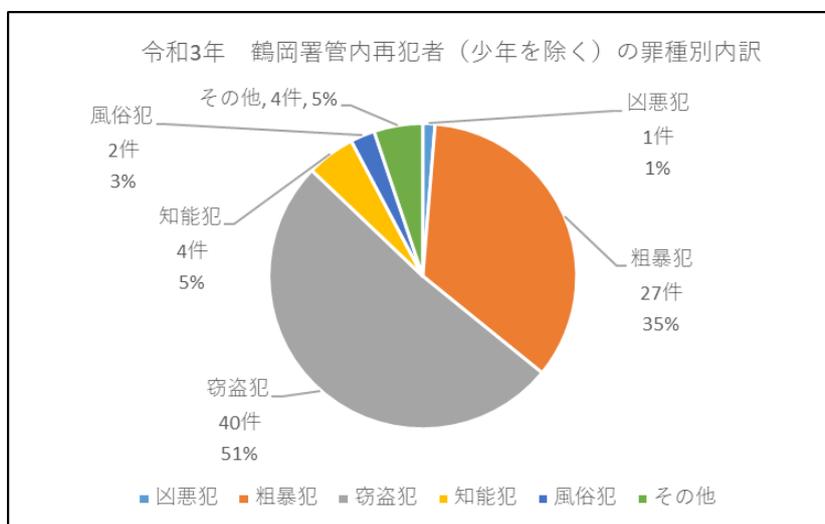
<種別>

- 凶悪犯…殺人、強盗、放火、強制性交等の罪
- 粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝等の罪
- 窃盗犯…窃盗の罪
- 知能犯…詐欺、横領（占有離脱物横領を除く）、偽造等の罪
- 風俗犯…賭博、わいせつの罪
- その他…上記以外の罪種

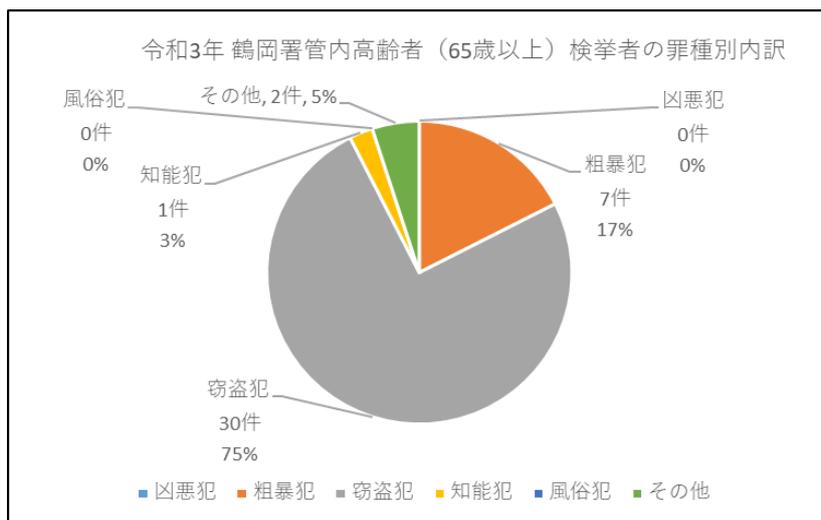
- ・ 刑法犯検挙者の80%以上が粗暴犯と窃盗犯
- ・ 再犯者では、窃盗犯が最も多く、全体の約5割
- ・ 65歳以上の高齢者では、窃盗犯は7割以上



(出典：法務省矯正局提供データを基に鶴岡市作成)



(出典：法務省矯正局提供データを基に鶴岡市作成)

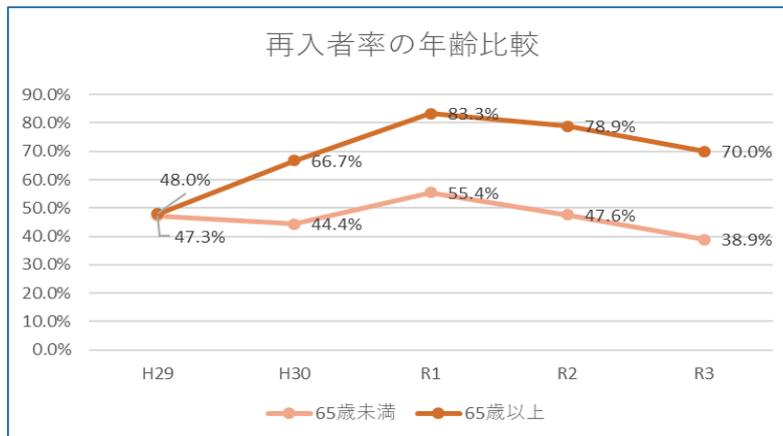


(出典：法務省矯正局提供データを基に鶴岡市作成)

2 刑事施設等の入所者に関する状況

(1) 刑事施設入所者における再入者率の年齢別の状況（山形県内）

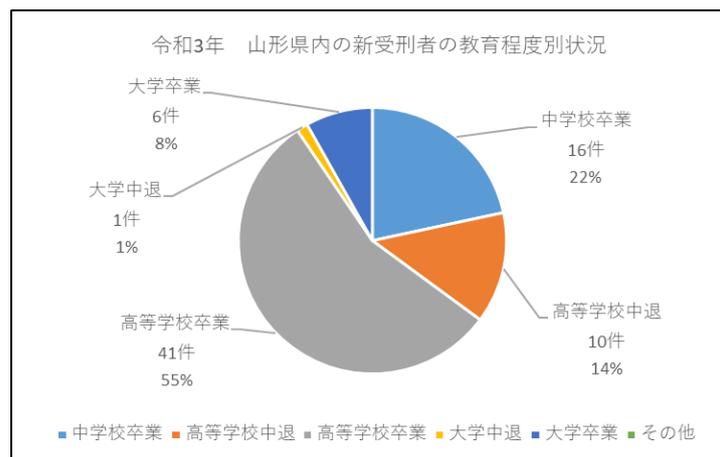
- 再度刑務所に入る割合、「再入者率」は近年 65 歳以上が大幅に増加



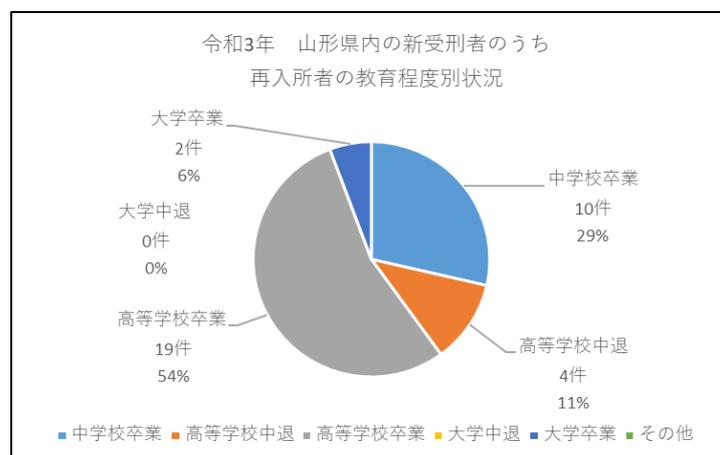
(出典：法務省矯正局提供データを基に鶴岡市作成)

(2) 刑事施設入所者における教育程度別の状況（山形県内）

- 新受刑者（その年に刑務所に入所した者）のうち、高等学校を卒業していない人の割合（中学校卒業及び高等学校中退）は全体の 3 割以上
- 再入所者のうち、高等学校を卒業していない人の割合は 3 割近い状況



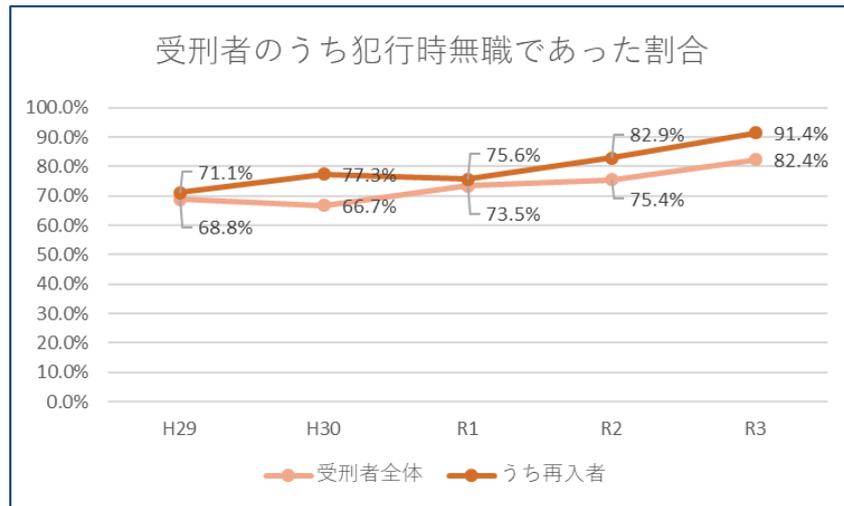
(出典：法務省矯正局提供データを基に鶴岡市作成)



(出典：法務省矯正局提供データを基に鶴岡市作成)

(3) 刑事施設入所者における犯行時の就業状況（山形県内）

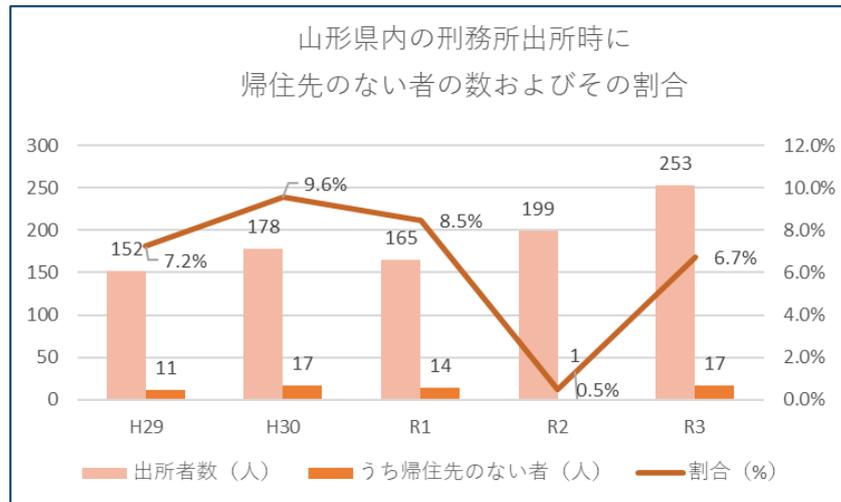
- ・受刑者のうち犯行時の就業状況は、一貫して無職の割合が高く、上昇傾向



(出典：法務省矯正局提供データを基に鶴岡市作成)

(4) 刑務所出所時に帰住先のない者の数および割合の推移（山形県内）

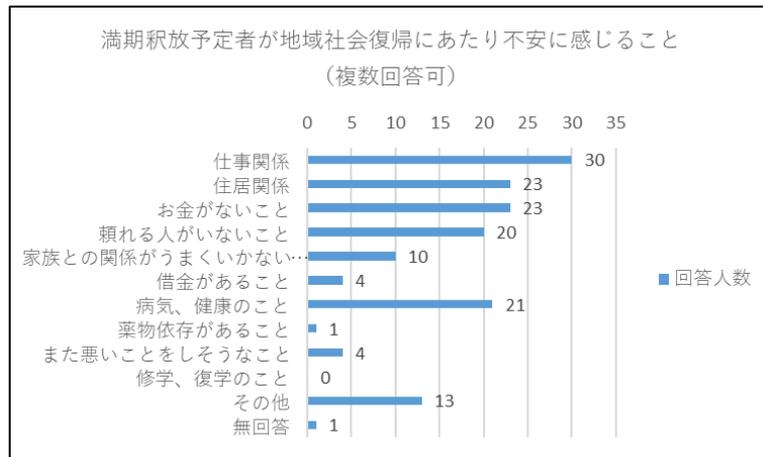
- ・刑務所出所時に帰住先（出所後に居住する予定の場所）のない人の割合は、概ね 5～10%の間で横ばい



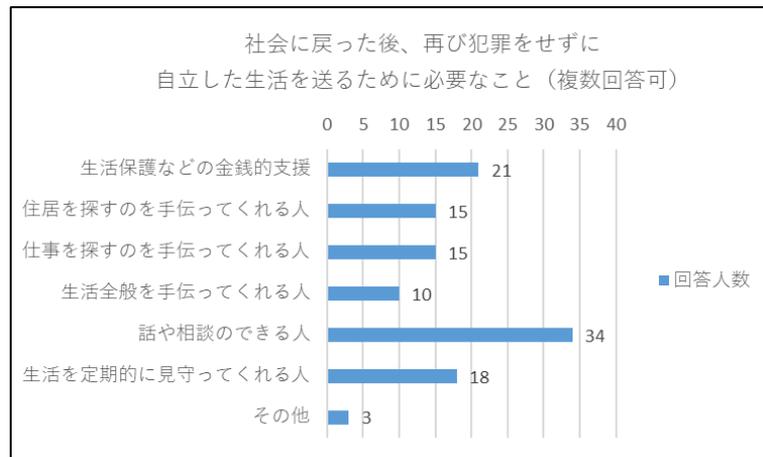
(出典：法務省矯正局提供データを基に鶴岡市作成)

(5) 満期出所者の支援ニーズについて（山形県内）

- ・県の実施した実態調査では、社会復帰にあたって不安なことのうち多かったのは、「仕事関係」「住居関係」「お金がないこと」
- ・社会に戻った後再び罪を犯さずに自立した生活を送るために必要なことのうち多かったのは、「話や相談のできる人」「生活保護などの金銭的支援」



(出典：山形県「地域再犯防止推進モデル事業」の実態調査)

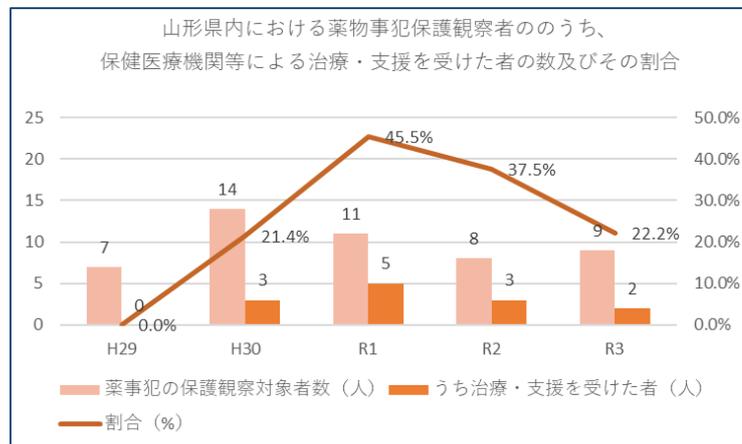


(出典：山形県「地域再犯防止推進モデル事業」の実態調査)

3 薬物事犯の状況

(1) 薬物事犯保護観察者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合 (山形県内)

- 薬物事犯での保護観察対象者のうち、医療機関等での治療・支援を受けた者は過去5年間で平均約25%



(出典：法務省矯正局提供データを基に鶴岡市作成)

4 再犯防止に係る状況

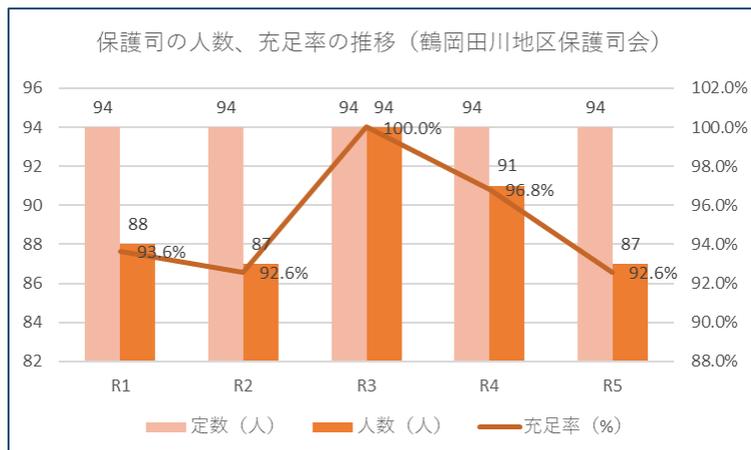
(1) 保護司の状況（鶴岡田川地区）

- ・鶴岡田川地区保護司会（鶴岡市、庄内町、三川町）の保護司数は定数 94 人に対し 87 人であり、充足率は 92.6%で、近年では横ばい

【用語解説】

『保護司』

罪を犯した人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティア。保護司法に基づく法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施や犯罪予防活動等、更生保護に関する活動を行っている。



(出典：鶴岡田川地区保護司会提供データを基に鶴岡市作成)

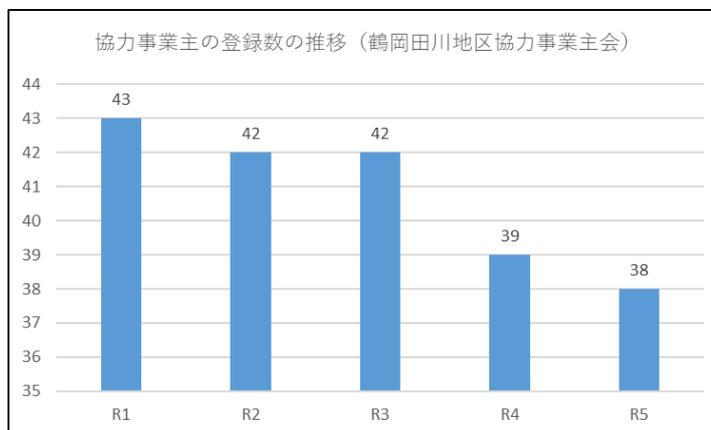
(2) 協力事業主の状況（鶴岡田川地区）

- ・鶴岡田川地区協力事業主会（鶴岡市、庄内町、三川町）の令和 5 年度の登録数は 38 社
- ・過去 5 年間の推移では事業者の廃業などにより登録事業者数は減少傾向
- ・過去 5 年間で実際に雇用に至った実績なし

【用語解説】

『協力事業主』

犯罪や非行をしたことにより定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。



(出典：鶴岡田川地区協力事業主会提供データを基に鶴岡市作成)

5 子どもに関する状況

(1) 非行少年等の状況（山形県内）

【用語解説】

『非行少年』

少年法に規定される次の少年。

①14歳以上で罪を犯した少年。（犯罪少年）

さらに刑法犯少年（凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他）と特別法犯少年に分類される

②14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年。（触法少年）

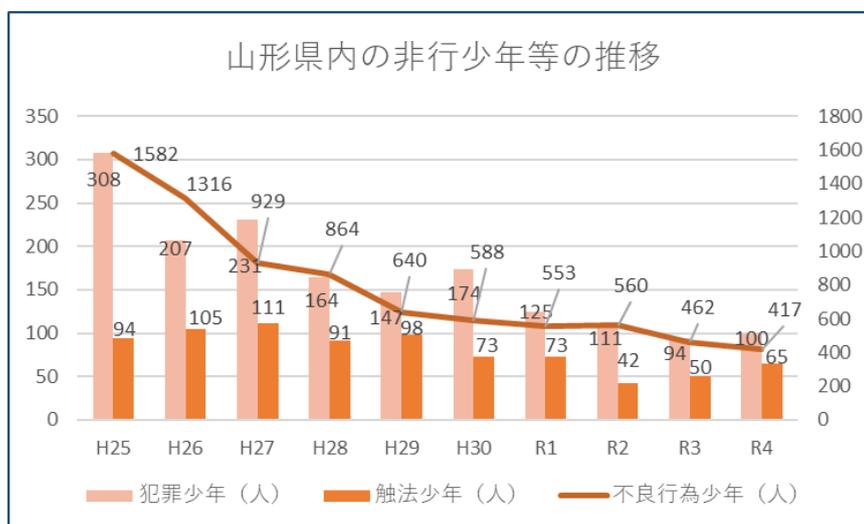
③罪を犯すという程度には至らないが、保護者の正当な監督に服さなかったり、正当な理由がなく家庭に寄りつかなかったり、犯罪性のある者や不道徳な人と交際したり、いかがわしい場所に入出入りして、将来罪を犯す危険性のある少年。（ぐ犯少年）

【用語解説】

『不良行為少年』

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊、その他自己または他人の徳性を害する行為をしている少年。ここでは、「非行少年」と「不良行為少年」を合わせて「非行少年等」と記載する。

- ・犯罪少年は過去10年減少傾向で、10年前の約3割まで減少
- ・触法少年は5年ほど前から減少傾向で、10年前に比べ約7割まで減少
- ・不良行為少年は過去10年減少傾向で、10年前の3割以下まで減少



(出典：山形県子ども・若者白書データを基に鶴岡市作成)

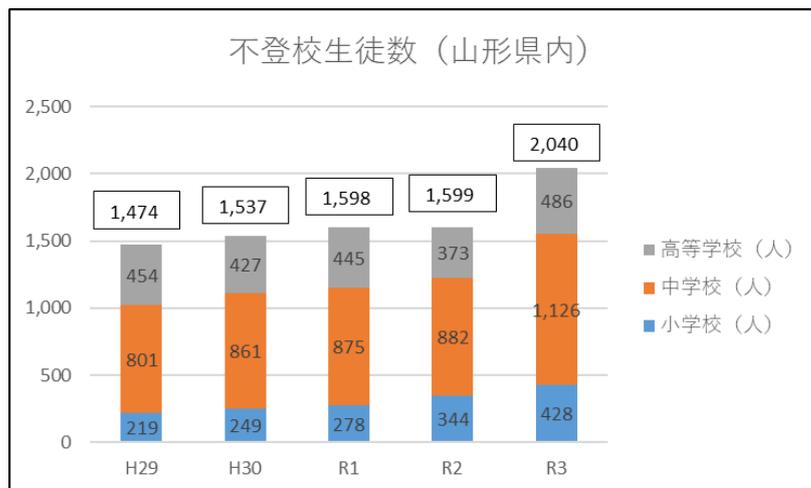
(2) 不登校生徒の推移（山形県内）

【用語解説】

『不登校』

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

- ・小中学校の不登校生徒数は増加傾向
- ・高等学校の不登校生徒数は横ばい
- ・教育程度別の不登校数の割合では、中学校が最も高く 5 年平均で約 55%



(出典：山形県子ども・若者白書データを基に鶴岡市作成)

(3) いじめの認知件数（山形県内）

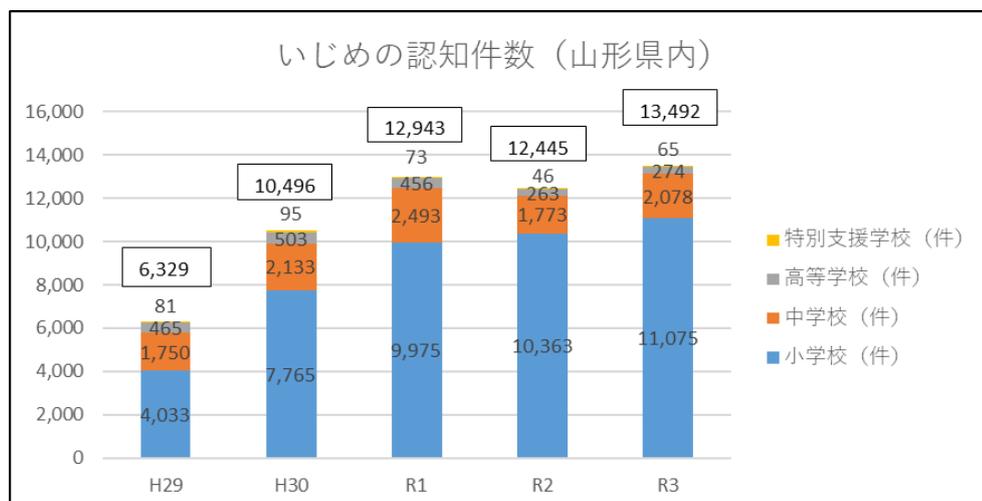
【用語解説】

『いじめ』の定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。また、起こった場所は学校の内外を問わない。

- ・小学校のいじめの認知件数は近年一貫して増加傾向
- ・中学校、高等学校、特別支援学校では概ね横ばい
- ・教育程度別のいじめ認知件数の割合では、小学校が最も高く 5 年平均で約 75%



(出典：山形県子ども・若者白書データを基に鶴岡市作成)

6 現状を踏まえた課題について

(1) 住居の確保について

- ・刑務所出所者の5～10%は帰住先がなく、住居の確保が課題
- ・緊急連絡先や保証人の確保ができず、住居契約が難航

(2) 就労について

- ・受刑者のうち、犯行時無職だった割合は全体の8割以上且つ増加傾向にあり、就労の確保が課題
- ・協力事業主数減少による雇用の受け皿の不足
- ・個々の事情や適性に応じた事業主へのマッチング機能の不足

(3) 高齢者等への支援について

- ・65歳以上の再入所者率は約7割であり、高齢者の再犯防止が課題
- ・相談窓口の明確化と、他の関係機関等への円滑な引継ぎ体制の確保が課題

(4) 依存に苦しむ人への支援について

- ・薬物等依存症からの回復に向けた治療や支援の継続が課題
- ・依存を有する人が一人で抱え込まず、周囲の人や支援機関に相談できる環境づくり

(5) 入口支援・出口支援の重要性について

- ・刑務所出所時、起訴猶予や執行猶予等で刑務所へ入所せず社会復帰する際など、頼る知人や相談先がない孤立状態となりがちであることが課題

【用語解説】

『入口支援・出口支援』

刑務所から出所した人に対する支援を「出口支援」といい、罪を犯したが起訴猶予や執行猶予等で刑務所へ入所していない人への支援を「入口支援」と言います。

(6) 民間協力者の活動への支援について

- ・社会復帰後に地域での相談等に応じる「保護司」「更生保護女性会」「協力事業主会」など、民間協力団体の活動に対する支援の継続が課題

(7) 関係団体間の連携による相談支援体制について

- ・出所後も国、県、市、保健医療・福祉関係機関、民間協力者が連携した支援の継続が課題
- ・多くの相談窓口では再犯防止分野の認知度が低く、連携不足

(8) 少年非行の未然防止について

- ・非行に至る背景は、家庭や地域社会の教育機能の低下、経済的困窮、いじめ、虐待、孤立など多種多様であり、学校や警察等の関係機関が連携した非行の未然防止の取り組みの継続が課題

(9) 学びの支援について

- ・教育程度が必ずしも犯罪につながるものではないが、再入所者の3割以上が中学校卒業または高校中退であり、適切な学習機会の確保が課題

(10) 更生保護に対する地域理解について

- ・再犯防止や罪を犯した人への社会復帰支援の重要性に関する、地域住民の理解の不足

【用語解説】

『更生保護』

罪を犯した人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、自立や改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

第3章 計画の基本目標など

1 基本目標

再び罪を犯さないようにするためには、行政をはじめ、刑事司法関係機関、民間協力者などが一丸となり、息の長い支援を行うことが重要となる。

【基本目標】

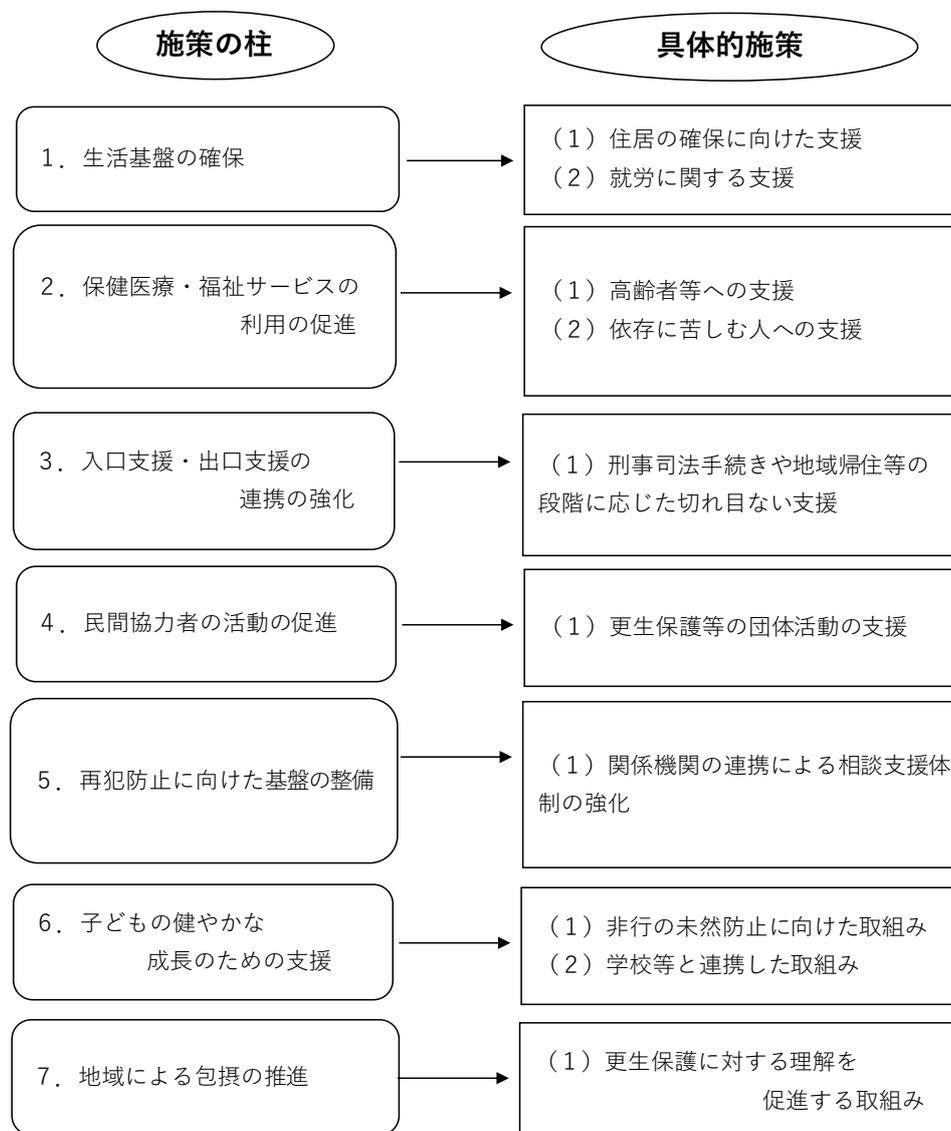
みんなで支え合い、誰一人取り残さず安心して暮らせる社会の実現

2 成果指標

計画期間の平均再犯者数を令和3年度（78人）を基準として、5%以上減少（74人以下）させる。

3 施策の体系

本計画では、「住居の確保と就労の支援」に主眼を置き、国、県、民間団体等が行う具体的施策を以下の7つの柱立てに分類し、体系的に推進する。



第4章 再犯防止に向けた具体的取組み

1 生活基盤の確保

(1) 住居の確保に向けた支援

①市営住宅の提供

- ・所得が法令基準内の方への市営住宅の提供
- ・入居要件上の課題のある方の対応の検討

②居住支援協議会による物件の紹介支援

- ・登録不動産業者からの住宅情報提供

③住宅入居に際しての保証人不在の問題の解決

- ・不動産業者への実態調査
- ・保証人なしで入居が可能な不動産業者の開拓

④養護老人ホームの利用

- ・高齢者等の養護老人ホームの入所相談・調整

⑤住居確保給付金の給付

- ・離職等により住居を失った方、または失う恐れが高い方への期限付きの給付

(2) 就労に関する支援

①刑務所出所者等への就労支援の普及啓発による協力事業主数の拡大

- ・協力事業主、ハローワークの行う出所者への就労支援活動の広報・啓発

②協力事業主の雇用促進

- ・協力事業主への実態調査の実施
- ・各事業主の就労受け入れ拡大に向けた支援策の検討

③生活保護世帯への就労支援員の求職活動支援

- ・生活保護世帯への定期的な求職状況の確認や助言等の支援

④生活困窮者自立支援制度による自立相談支援、就労準備支援

- ・生活自立支援センター「くらしす」のハローワークや関係機関と連携した求職活動支援、就職後の定着を確認するフォローアップ
- ・就労準備支援事業「したくホーム」での基礎能力の形成・意欲の向上による、社会的孤立の解消

⑤鶴岡ワークサポートルームによる内職の紹介

- ・事情により雇用関係による就労が難しく、内職就労を希望する方への内職の紹介

⑥協力事業主に対する建設工事の等級別格付の加点

- ・建設工事の入札参加資格がある建設業者が更生保護の協力事業主として登録している場合、等級別格付への加点

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者等への支援

①生活の困りごと全般に関する継続的な相談支援

- ・必要なサービス、制度、地域活動につなげるための、生活の困りごとに関する相談支

援の実施

- ・定期的な訪問活動による状況確認・情報提供

②重層的支援体制整備事業の実施

- ・各相談支援機関が、担当分野に関わらず相談を受け止め対応し、必要な関係機関にながら多機関の連携体制の整備

【用語解説】

『重層的支援体制整備事業』

各相談支援機関が、相談者の相談内容を、担当分野に関わらず受け止め対応し、必要な機関につながるとともに、多くの関係機関が連携して支援にあたることで、住民の複雑化した支援ニーズに対応する支援体制を整備するもの。

③生活困窮者への相談支援

- ・鶴岡地域生活自立支援センター「くらしス」の伴走型支援

④高齢者への相談支援

- ・地域包括支援センターによる相談支援

⑤障害者に対する支援

- ・障害者相談支援センターによる相談支援

⑥成年後見制度の活用

- ・判断能力の低下などで、金銭管理や施設入所手続き等が困難となった高齢者等本人に代わり、代理や同意、取消しを行う成年後見制度の相談対応、利用促進

⑦生活保護世帯への支援

- ・生活保護ケースワーカーによる助言・指導等、自立に向けた支援

⑧地域住民に寄り添った民生児童委員の相談支援、見守り活動の推進

- ・民生児童委員による、住民に寄り添った見守り活動、生活相談、福祉サービスへのつなぎ役としての支援

⑨孤独・孤立への支援

- ・生きづらさを感じる人の SOS に気づける人材養成
- ・地域の絆を活かした支援による、望まない孤独・孤立の防止

(2) 依存に苦しむ人への支援

①保健師等専門職によるこころの健康に関する相談及び関係機関の周知

- ・保健師等専門職による、精神疾患を含むこころの健康問題などの相談対応
- ・山形県精神保健福祉センターの依存症相談会等や医療機関、自助グループ等の周知

②民間団体による依存症からの立ち直り支援

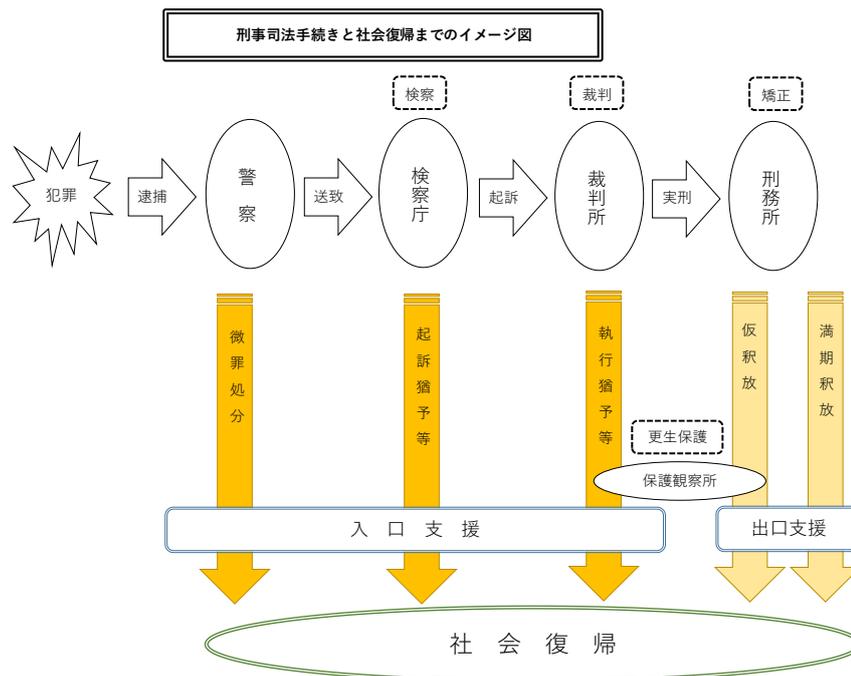
- ・NPO 法人 Comfy による、施設利用者の「回復プログラム」等の社会復帰支援

③薬物依存からの立ち直り支援の周知・啓発活動

- ・NPO 法人 Comfy による、刑務所や保護観察所等への薬物乱用防止教育

3 入口支援・出口支援の連携の強化

(1) 刑事司法手続きや地域帰住等の段階に応じた切れ目ない支援



①山形地方検察庁と連携した支援

- ・ 検察庁主催の「ケア会議」に、福祉課、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関が参加した入口支援
- ・ 検察庁主催の「家族会議」による、家族の協力体制構築の支援

②山形県地域生活定着支援センターと連携した支援の実施

- ・ 山形県地域生活定着支援センターが支援する方について、福祉課や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関が連携・協力した、チームによる支援

【用語解説】

『山形県地域生活定着支援センター』

山形県の委託を受け、帰住先のない高齢者・障害者等で出所後に福祉的な支援が必要と考えられる矯正施設等出所者に対して、福祉サービスのニーズ把握や受け入れ施設の斡旋、相談支援機関との調整などの支援を行っています。

③刑務所等入所中の支援

- ・ 刑務所入所中の、職業訓練や雇用を希望する事業所とのマッチング
- ・ 認知機能や身体機能の低下が認められる高齢受刑者の介護予防活動の実施

4 民間協力者の活動の促進

(1) 更生保護等の団体活動の支援

①更生保護団体への活動支援

- ・ 市ホームページや広報誌において、保護司、更生保護女性会、協力事業主の活動周知
- ・ 保護司会への補助金の交付

②人材確保の支援

- ・ 保護司会等の人材募集の呼びかけへの協力

③防犯協会への支援

- ・防犯協会の各地域での防犯活動に対する支援

5 再犯防止に向けた基盤の整備

(1) 関係団体間の連携による相談支援体制の強化

①鶴岡市再犯防止推進協議会における再犯防止施策の協議

- ・「鶴岡市再犯防止推進協議会」の構成団体による定期的な協議と、関係者一丸となった再犯防止施策の推進

②出所時に支援につがっていない人でも相談しやすい関係機関の連携体制の構築

- ・満期出所等、出所時に個別の支援につがっていなかった方の、不安感や相談事を受け止める関係機関の連携体制構築

③鶴岡市再犯防止推進協議会の構成団体及び関係機関を対象とした研修会の開催

- ・再犯防止施策の相互理解促進と、団体間・職員間の連携強化を目的とした、再犯防止施策に関する関係機関合同の研修会の開催

6 子どもの健やかな成長のための支援

(1) 非行の未然防止に向けた取組み

①街頭指導の実施

- ・青少年育成センターによる、下校時・長期休業時の巡回活動での街頭指導、見守り活動の実施

②青少年の電話相談の実施

- ・青少年育成センターによる、フリーダイヤルでの青少年の電話相談の実施

③環境運動の展開

- ・コンビニ、ゲームセンター等の青少年の利用頻度が高い店への啓発ポスターの掲示依頼などを行う「青少年を守る店運動」事業の実施

④「いじめ・非行をなくそう」県民運動の実施

- ・小中学生へ「いじめ防止標語」を募集による啓発
- ・青少年の健全な成長を図る「青少年ステージパフォーマンス」の実施
- ・山形県の「いじめ非行をなくそう県民運動」への参加

(2) 学校等と連携した取組み

①教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

- ・市内の小中学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による、児童一人ひとりの実態に応じた支援の実施
- ・教育相談センターへの教育相談員の配置による、児童生徒等が抱える様々な問題についての相談体制の充実

②いじめ防止対策の推進

- ・学校・市教育委員会・児童相談所・法務局・警察などが連携し、社会総がかりでのいじめの問題の克服を目指す「いじめ問題対策連絡協議会」の開催

③小中学生向けの「ネット講話」の実施

- ・児童生徒のインターネットを介した犯罪の未然防止を目的とした、教育委員会の指導主事による各小中学校での「ネット講話」の実施

④子どもの学習支援の実施

- ・生活困窮世帯の子どもに対して学習支援の実施
- ・学習教室終了時の母子会による子ども食堂実施

7 地域による包摂の推進

【用語解説】

『地域による包摂』

ここでは、罪を犯した人を排除せず、受け容れて社会復帰を進める地域理解の促進という意味が込められています。

(1) 更生保護に対する理解を促進する取組み

①「社会を明るくする運動」の推進

- ・国、県、更生保護団体、関係機関と連携した「社会を明るくする運動」の推進

②市ホームページ等による「鶴岡市再犯防止推進計画」および再犯防止推進施策の周知

- ・市ホームページ等で本計画及び再犯防止に関する取組みの周知

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制について

- ・庁内…「福祉、住居、就労、地域、教育」等の各分野担当課で構成する庁内会議による情報共有と連携した計画の推進
- ・外部…「鶴岡市再犯防止推進協議会」の構成団体を中心とした各関係機関、団体と情報交換・情報共有による、総合的な取組みの推進

2 計画の進捗管理について

- ・「鶴岡市再犯防止推進協議会」による計画の進捗管理
- ・法律や国の再犯防止推進計画、山形県再犯防止推進計画等の改訂状況なども注視し、本計画の実行、評価、見直しを実施

資料編

1 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 3 条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第 4 条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第 5 条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（再犯防止啓発月間）

第 6 条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

（再犯防止推進計画）

第 7 条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

（地方再犯防止推進計画）

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第 24 条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

2 鶴岡市再犯防止推進協議会設置要綱

（設置）

第 1 条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法第 104 号。以下「法」という。）の規定に基づき、鶴岡市における再犯の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、鶴岡市再犯防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 鶴岡市再犯防止推進計画の策定及び推進に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 更生保護に関する活動に従事する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 協議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 本協議会は、必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初の協議会は市長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年8月15日から施行する。

3 計画の策定経過

時 期	内 容
令和5年8月24日	第1回 鶴岡市再犯防止推進計画策定庁内検討会
9月20日	第1回 鶴岡市再犯防止推進協議会
11月15日	第2回 鶴岡市再犯防止推進計画策定庁内検討会
12月22日	第2回 鶴岡市再犯防止推進協議会

4 策定体制

(1) 鶴岡市再犯防止推進協議会

	区分	所属・役職名等	委員氏名	備考
1	国	山形保護観察所企画調整課長	小野 旬	
2		山形刑務所統括矯正処遇官	渡辺 悠	
3		山形地方検察庁検察官副検事	高根 裕二	
4		山形地方検察庁鶴岡支部統括検務官	田中 敦	
5		鶴岡公共職業安定所統括職業指導官	中西 真	
6	県	鶴岡警察署生活安全課長	鈴木 雄介	
7	更生保護 団体	鶴岡田川地区保護司会会長	吉宮 茂	委員長
8		鶴岡地域更生保護女性会会長	加賀山 博子	
9	関係団体	特定非営利活動法人 Comfy 理事	武田 晋輔	
10		鶴岡田川地区協力事業主会会長	佐藤 重勝	副委員長
11		山形県地域生活定着支援センター所長	高橋 麻紀	
12		鶴岡市社会福祉協議会地域福祉課長	今野 良一	
13		鶴岡市地域包括支援センター連絡会	本間 久美子	
14		鶴岡市民生児童委員協議会連合会副会長	菅原 けい子	
15		山形県弁護士会	脇山 拓	

5 用語集

《作成中》

6 主な相談窓口一覧

相談分野	窓 口	住 所	電話番号
生活上の困りごと	鶴岡地域生活自立支援センター「くらしステーション」	馬場町9-25 鶴岡市役所1階	0235-29-1729
生活保護に関する相談	鶴岡市役所 福祉課生活福祉	馬場町9-25 鶴岡市役所1階	0235-35-1285
障害者に関する相談	鶴岡市役所 福祉障害福祉係	馬場町9-25 鶴岡市役所1階	0235-35-1273
〃	鶴岡市障害者相談支援センター「にこころ」	泉町5-30 にこ♥ふる2階	0235-25-2794
高齢者に関する相談	鶴岡市役所 長寿介護課	馬場町9-25 鶴岡市役所1階	0235-29-4180
〃（第1、第4）	健楽園地域包括支援センター	陽 光 町 1 - 3 4	0235-25-0888
〃（第2、斎、黄金）	地域包括支援センターなえづ	ほ な み 町 3 - 1	0235-26-9260
〃（第3、湯田川、田	地域包括支援センターつくし	馬 場 町 1 - 3 4	0235-29-1256
〃（第5、京田、栄）	永寿荘地域包括支援センター	宝 田 二 丁 目 7 - 2 9	0235-29-2900
〃（第6、大泉、上郷、三瀬、由良、小墾）	地域包括支援センターかたりあい	西 新 斎 町 1 4 - 2 6	0235-29-1626
〃（加茂、大山、湯野浜、西郷）	鶴岡西地域包括支援センター	馬 町 字 枇 杷 川 原 2 3	0235-35-0300
〃（藤島）	地域包括支援センターふじしま	藤 の 花 一 丁 目 1 8 - 1	0235-78-2370
〃（羽黒）	地域包括支援センターはぐろ	羽黒町荒川字前田元89 （鶴岡市役所羽黒庁舎内）	0235-64-8281
〃（櫛引）	地域包括支援センターくしびき	三 千 刈 字 藤 掛 1	0235-57-5003
〃（朝日）	地域包括支援センターあさひ	下 名 川 字 落 合 1 （鶴岡市役所朝日庁舎内）	0235-58-1068
〃（温海）	地域包括支援センターあつみ	温 海 戊 5 7 7 - 1 （鶴岡市役所温海庁舎内）	0235-43-3010
生活の相談に関すること	鶴岡市社会福祉協議会 地域福祉課	泉町5-30 にこ♥ふる2階	0235-24-0053
こころの健康に関する相談	鶴岡市役所 健康課	泉町5-30 にこ♥ふる1階	0235-35-0156
求職活動に関すること	鶴岡公共職業安定所	馬 場 町 2 - 1 2	0235-25-2501
内職に関すること	鶴岡ワークサポートルーム	馬 場 町 9 - 2 5 （鶴岡市役所6階 商工課内）	0235-25-2215
《地域庁舎エリアでの福祉に関する相談》			
藤 島	藤島庁舎市民福祉課	藤島字笹花25 鶴岡市藤島庁舎1階	0235-64-5806

	藤島福祉センター	藤島字笹花25 鶴岡市藤島庁舎1階	0235-64-3100
羽 黒	羽黒庁舎市民福祉課	羽黒町荒川字前田元89 鶴岡市羽黒庁舎1階	0235-26-8774
	羽黒福祉センター	羽黒町荒川字前田元89 鶴岡市羽黒庁舎1階	0235-62-4534
櫛 引	櫛引庁舎市民福祉課	上山添字文栄100 鶴岡市櫛引庁舎1階	0235-57-2116
	櫛引福祉センター	三千刈字藤掛1	0235-57-5300
朝 日	朝日庁舎市民福祉課	下名川字落合1 鶴岡市朝日庁舎2階	0235-53-2115
	朝日福祉センター	下名川字落合1 鶴岡市朝日庁舎2階	0235-53-2795
温 海	温海庁舎市民福祉課	温海戊577-1 鶴岡市温海庁舎2階	0235-43-4631
	温海福祉センター	温海戊577-1 鶴岡市温海庁舎2階	0235-43-2114